

議案第 25 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局規程の 一部改正について

大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17 年 1 月 21 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

第 3 条第 2 項中「事務局長、」の次に「選挙準備室長、」を加える。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

第 4 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、企画調整第 1 班、企画調整班第 2 班及び選挙準備室を置く。

第 5 条第 2 項中「事務局次長は、」を「選挙準備室長及び事務局次長は、」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を別紙のように改める。

附 則

この規程は、議決のあった日から施行し、平成 17 年 1 月 11 日から適用する。

別紙

改 正 前	改 正 後
<p>第 2 条まで省略</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 条 規約第 1 5 条に規定する事務局の職員については、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>2 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。</p> <p>(組織等)</p> <p>第 4 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、企画調整第 1 班及び企画調整第 2 班を置く。</p> <p>2 各班の分掌事務は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第 5 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という）の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 事務局内の連絡及び調整</p> <p>(2) 事務局長の職務の補佐</p> <p>(3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理</p> <p>3 班長は、事務局長及び事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 班相互間の連絡及び調整</p> <p>(2) 自己の班に属する職員の指揮監督</p> <p>(3) 分掌する事務の総括管理</p> <p>4 他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。</p> <p>第 6 条以下省略</p>	<p>第 2 条まで省略</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 条 規約第 1 5 条に規定する事務局の職員については、<u>別表第 1</u> のとおりとする。</p> <p>2 事務局に事務局長、<u>選挙準備室長</u>、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。</p> <p>(組織等)</p> <p>第 4 条 <u>前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、企画調整第 1 班、企画調整第 2 班及び選挙準備室を置く。</u></p> <p>2 各班の分掌事務は、<u>別表第 2</u> のとおりとする。</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第 5 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という）の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 <u>選挙準備室長及び事務局次長は</u>、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 事務局内の連絡及び調整</p> <p>(2) 事務局長の職務の補佐</p> <p>(3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理</p> <p>3 班長は、事務局長及び事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 班相互間の連絡及び調整</p> <p>(2) 自己の班に属する職員の指揮監督</p> <p>(3) 分掌する事務の総括管理</p> <p>4 他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。</p> <p>第 6 条以下省略</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 1 7 年 1 月 1 1 日から施行する。</p>

改正前

別表第1（第3条関係）

所属団体	氏名	氏名
三重町	赤嶺信武	後藤将彰
	江藤喜啓	
清川村	佐保正幸	関谷隆一
緒方町	田北厚生	内田健児
朝地町	和田裕之	首藤英治
大野町	衛藤成史	清水康士
千歳村	池永善博	衛藤恒範
犬飼町	隈田原勇次	佐藤浩
大分県	倉原浩志	

別表第2（第4条関係）

区分	分掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の編成、執行に関する事 ・合併の諸手続きに関する事 ・協議会、幹事会の会議の運営等に関する事 ・情報システムの統合に関する事 ・各種研修及び住民啓発に関する事 ・広報誌の発行及びホームページに関する事 ・その他庶務に関する事
企画調整第1班	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目に関する事 ・小委員会、専門部会及び作業部会の運営等に関する事
企画調整第2班	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画に関する事 ・新市財政計画に関する事 ・その他合併に係る諸計画に関する事

改正後

別表第1（第3条関係）

所属団体	氏名	氏名
三重町	赤嶺信武	後藤将彰
	江藤喜啓	羽田野孝信
清川村	佐保正幸	関谷隆一
緒方町	田北厚生	内田健児
朝地町	和田裕之	首藤英治
大野町	衛藤成史	清水康士
千歳村	池永善博	清水幸子
	衛藤恒範	
犬飼町	渋谷貞生	佐藤浩
	隈田原勇次	
大分県	倉原浩志	

別表第2（第4条関係）

区分	分掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の編成、執行に関する事 ・合併の諸手続きに関する事 ・協議会、幹事会の会議の運営等に関する事 ・情報システムの統合に関する事 ・各種研修及び住民啓発に関する事 ・広報誌の発行及びホームページに関する事 ・その他庶務に関する事
企画調整第1班	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目に関する事 ・小委員会、専門部会及び作業部会の運営等に関する事
企画調整第2班	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画に関する事 ・新市財政計画に関する事 ・その他合併に係る諸計画に関する事
選挙準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・新市発足後における設置選挙の準備に関する事

報告第 2 4 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会新市事務所の候補地 選定小委員会報告について

大野郡 5 町 2 村合併協議会新市事務所の候補地選定小委員会報告について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

新市事務所候補地選定小委員会報告書

1. 小委員会の設置と役割

(1) 小委員会の設置

第6回協議会（平成15年12月25日）において、小委員会設置規程の提案、承認。
第20回協議会（平成16年8月12日）において、小委員会設置。

(2) 小委員会の役割

新市事務所の候補地選定基準の作成、運用。
新市事務所の候補地選定。
協議会への候補地選定の報告。

2. 小委員会の構成

各町村1名の委員 計7名で構成。

（設置年月日 平成16年8月12日）

町村名	役職	氏名	摘要
三重町	新市まちづくり委員長	小野幸義	
清川村	〃	衛藤康晴	
緒方町	〃	大塚尊俊	委員長
朝地町	〃	森 憲一	副委員長
大野町	〃	大野晃達	
千歳村	〃	宮成三生	
犬飼町	〃	佐藤忠憲	

3. 小委員会の開催状況と会議内容

第1回新市事務所の候補地選定小委員会（平成16年8月12日 三重町中央公民館）

経過報告

新市事務所の候補地選定に係る第6回合併協議会での確認事項について
協議事項

委員長及び副委員長の選任について

新市事務所の候補地選定小委員会の役割について

新市事務所の候補地選定小委員会のスケジュールについて

新市事務所の候補地選定方針について

新市事務所の候補地選定基準について

その他

第2回新市事務所の候補地選定小委員会（平成16年8月26日 大原総合体育館）

経過報告

第1回新市事務所の候補地選定小委員会について

協議事項

新市の事務所の候補地に係る選定方針について

選定方針の設定に至る背景

新市の事務所の候補地に係る選定基準について

(1)地方自治法上の基準

(2)その他必要と思われる基準

協議会の確認事項等について

先進事例について

意見交換

その他

第3回新市事務所の候補地選定小委員会（平成16年11月29日 大原総合体育館）

経過報告

第2回新市事務所の候補地選定小委員会について

委員意見の論点整理

協議事項

最終報告書のまとめについて

(1)基本的な考え方とその背景

(2)その他

新市事務所の候補地選定に向けての課題整理

その他

4 . 本委員会の基本的な考え方とその背景

(1) 背景

新市事務所については、昨年12月25日の第6回協議会において確認されたところである。しかしながら、現時点では、本庁舎建設に充当されるであろう特例債事業の優先順位（実施年度）や新市の組織・機構等が決定しておらず、時期や規模等が確定していない段階での事務所候補地の具体的な検討は極めて困難である。

新市事務所が設置される予定の三重町は、2巡目国体（平成20年）までに「三重・新殿バイパス」が一部開通することとなっている。それに伴う車の流れの大きな変化によって、町並みも様変わりすることが予想される。

したがって、それらの状況を踏まえ、その後に本庁舎の位置を検討した方が、新市にとっては得策である。

(2) 基本的な考え方

新市事務所の規模、時期等が確定していない段階での個別・具体的な検討は、様々な制約を受けることとなり、極めて困難である。

具体的な新市事務所の位置・規模等の決定については、新市のまちづくりに多大な影響を及ぼすことから、建設時の市長、市議会等の意思に委ねるべきである。

よって、本小委員会における「最終報告」は、基本的な事項についてのみを提言することとする。

5 . 最終報告 …… 新市事務所の候補地選定に向けての課題整理

(1) 法律上の課題

地方自治法第4条第2項において、事務所の設置又は変更にあたっては、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされている。よって、住民の利便性を考慮した交通事情を最優先に考慮すべきである。

(2) 財政上の課題

新市事務所の建設は、新市における優先的な課題として早期に着手すべきであることは言うまでもない。ただし、新市の行財政基盤の確立を図るためにも、本庁舎建設と言えども質素・儉約に努めるべきである。

そのため、事務・事業の見直し、職員の適正化等、行財政改革の積極的な推進を図り、とりわけ財政状況を勘案した上で、建設の場所・規模等を検討・決定すべきである。

(3) まちづくり施策上の課題

新市事務所は、その周辺に大きな経済効果をもたらすとともに、情報の集積及び発信拠点としての機能もあり、新市の象徴であることは言うまでもない。

そのため、本庁舎の位置については、新市のまちづくりと結合させて検討すべきである。

(4) まとめ

新市誕生後、行政関係者、住民代表、識見者等で構成する「豊後大野市本庁舎建設検討委員会（仮称）」を速やかに設置し、上記の(1)～(3)の課題を踏まえた総合的な検討を期待したい。併せて、新市の象徴である本庁舎をできる限り早い時期に完成させていただくようお願いしたい。

報告第 2 5 号

新市特別職の報酬等の取扱いについて

新市特別職の報酬等の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

新市特別職の報酬等の取扱いについて

新市特別職の報酬等の取扱いについて次のとおり報告する。

平成17年 1 月21日

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

新市特別職の報酬等の取扱いについて

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の給与額は次のとおりとする。

市 長	8 2 2 , 0 0 0 円
助 役	6 5 8 , 0 0 0 円
収入役	5 9 0 , 0 0 0 円
教育長	5 7 5 , 0 0 0 円
- 2 議長、副議長及び議員の報酬額は次のとおりとする。

議 長	3 7 9 , 0 0 0 円
副議長	3 4 0 , 0 0 0 円
議 員	3 2 1 , 0 0 0 円
- 3 法令により設置される市長職務執行者の給与額については、市長の給与額を適用する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

新市特別職の報酬等の取扱いについて

1 合併協議会での経過及び決定までのフロー

経過

4 役の給与額については、協定項目第 1 2 号「特別職の身分の取扱い」の中で次のように確認された。

協定項目第 1 2 号

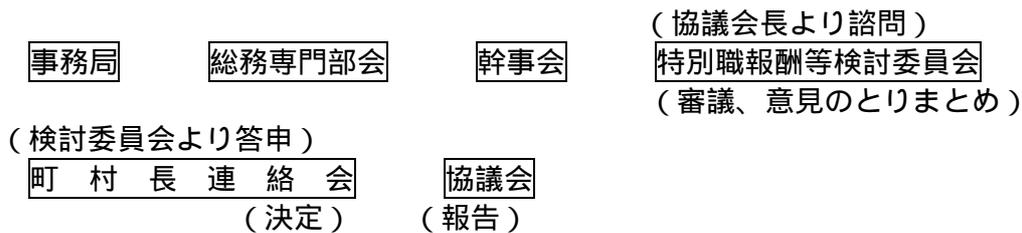
市長、助役、収入役及び教育長の給与の額は、現行給与額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。 (平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提案 平成 1 6 年 1 月 1 5 日確認)

議会議員の報酬額については、協定項目第 6 2 号「議員の定数及び任期の取扱い(その 2)」の中で議会議員定数等に係る町村長案で次のような考えが示され協議会で確認された。

協定項目第 6 2 号

議員の報酬額については、厳しい財政状況を考慮し、類似団体の報酬でなく、現行の報酬及び近隣の市の報酬を参考に合併準備作業の中で機関会議等により調整することが望ましいと考える。 (平成 1 6 年 6 月 2 4 日報告確認)

フロー



2 新市の特別職の報酬額等の諮問(案)について

(1) 策定経過

日 程	内 容	備 考
8 月 5 日	幹 事 会	特別職報酬等検討委員会設置の協議、確認
9 月 6 日	総務専門部会	特別職報酬等検討委員会設置内容及び協議方針の協議、確認
9 月 16 日	幹 事 会	特別職報酬等検討委員会設置内容及び協議方針の協議、確認
9 月 22 日	町村長連絡会	特別職報酬等検討委員会設置内容及び協議方針の協議、確認
9 月 27 日	総務専門部会	特別職報酬等検討委員会委員選任分野の配分及び基礎資料の協議、確認
10 月 13 日	"	特別職報酬等検討委員会委員の選任及び総務専門部会案の協議
11 月 25 日	"	総務専門部会案の協議
12 月 7 日	"	" 協議及び総務専門部会案の確認
12 月 9 日	幹 事 会	総務専門部会案の提案及び協議、確認(諮問案の決定)

(2) 諮問案の内容

4 役の給与額

役職名	給 与 額	備 考
市 長	8 2 2 , 0 0 0 円	
助 役	6 5 8 , 0 0 0 円	
収入役	6 0 6 , 0 0 0 円	
教育長	5 8 7 , 0 0 0 円	

〔決定の根拠〕

ア) 協定項目の調整方針を踏まえた。(内容は前記のとおり)

イ) 現行の給与額及び人口、財政規模で類似の県下の7市の平均額で調整した。

7市とは佐伯市、新臼杵市、津久見市、新竹田市、新豊後高田市、杵築市、新宇佐市である。
ただし、市長の給与額については、津久見市の市長の給与額が公約で低額のため除外し6市の平均額とした。

(また、大分市、別府市、中津市、日田市は、人口規模、財政規模等の観点から除いた。)

ウ) 市長については、津久見を除く6市の平均額が823,000円となり、三重町の給与額822,000円と比較して調整した。その結果、格差が1,000円と軽微のため三重町の給与額とした。

エ) 助役については、7市の平均額が659,000円となり、三重町の給与額658,000円と比較して調整した。その結果、格差が1,000円と軽微のため三重町の給与額とした。

オ) 収入役については、三重町の現行給与額623,000円が現11市中6位にランクされる。これに対し、7市の平均額は590,000円となり33,000円の格差が生じる。従って見直しを行うこととする。見直しの幅については、一度に7市の平均額まで下げるのではなく、新市発足時では5町2村の平均額606,000円(17,000円 2.7%)とした。

カ) 教育長については、三重町の現行給与額614,000円が現11市中5位にランクされる。これに対し、7市の平均額は、575,000円となり39,000円の格差がある。従って見直しを行うこととする。見直しの幅については、一度に7市の平均額まで下げるのではなく、新市発足時では5町2村の平均額587,000円(27,000円、4.4%)とした。

〔4 役給与年間所要額試算表〕

区 分	所 要 額	比 較	備 考
A 諮問案	47,714,872	A - B 445,944 A - C 244,959,126	
B 新竹田市の給与額(参考)	47,268,928		現行の竹田市の額で確認
C 現行給与額(5町2村)	292,673,998		清川、朝地、千歳は収入役欠
D 答申額(参考)	47,215,415	D - B 53,513 D - C 245,458,583	収入役、教育長は答申額反映

議員の報酬額

役職名	報 酬 額	備 考
議 長	379,000円	
副議長	340,000円	
議 員	321,000円	

〔決定の根拠〕

キ) 協定項目の調整方針を踏まえた。(内容は前記のとおり)

ク) 5町2村の現行報酬額及び近隣4市の最低額で調整した。

近隣4市は佐伯市、新臼杵市、津久見市、新竹田市とした。

この内最低額は新竹田市である。

ケ) キ・クの状況を踏まえ、さらに新市の財政状況、定数特例適用(定数31)を考慮し、三重町の報酬額と竹田市の報酬額との間の額で調整した。間の額としては、三重町と竹田市の報酬額の格差の3/4を三重町の報酬額に加算した額とした。

コ)尚、諮問案については、定数特例適用期間の経過的な措置として捉えており、定数特例適用後の一般選挙以降(定数26)の報酬額については、新市の市長の諮問によるものとした。

〔議員報酬年間所要額試算表〕

区 分	所 要 額	比 較	備 考
A 諮問案	171,333,520	A - B 7,279,140 A - C 210,663,480	
B 新竹田市の報酬額(参考)	164,054,380		現行の竹田市の額で確認
C 現行報酬額(5町2村)	381,997,000		定数92

3 新市の特別職報酬等検討委員会の答申について

(1) 委員会開催日 平成16年12月21日(火)18時~

(2) 開催場所 三重町大原総合体育館2階 研修室2

(3) 委嘱委員 次のとおり

町村名	区分・役職		氏 名	備 考
三重町	労働団体代表	町村労評	神志那 一成	
清川村	その他	女性団体	戸次 ひさ子	
緒方町	金融機関代表	大分銀行	小島 淳	
朝地町	公的団体代表	商工会	森 俊 樹	委員長
大野町	公共団体代表	区長会、自治会等	大野 晃 達	副委員長
千歳村	公的団体代表	J Aぶんご大野代表理事組合長	広瀬 暢 洋	
犬飼町	その他	識見者・一般	赤峰 映 洋	

(4) 出席状況 全員出席

(5) 答申の内容

答申の報酬額等

区 分	報酬額等	(諮問案)
市 長	822,000円	822,000円
助 役	658,000円	658,000円
収入役	590,000円	606,000円
教育長	575,000円	587,000円
議 長	379,000円	379,000円
副議長	340,000円	340,000円
議 員	321,000円	321,000円

市長、助役の給与について
(諮問案どおりの答申)

収入役、教育長の給与について
(諮問案を修正した答申)

修正答申となった経緯

- 収入役、教育長の給与額については、諮問案に賛成、反対の意見が全員から出された。賛成については、合併新市の人口規模、業務の責任及び重要性、財政の削減効果から考えれば諮問案は許容の範囲ではないかという意見であった。反対意見については、諮問案の額は、7市の平均額、近隣の竹田市、臼杵市の給与額をいずれも上回っており妥当な額に諮問案を見直す必要があるとの意見であった。最終的に、委員長の判断で採決となり、諮問案に賛成2、反対4で7市の平均給与額を答申案とすることになった。

議会議員の報酬について（定数特例適用期間）
（諮問案どおりの答申）

4 町村長連絡会の決定事項について

(1) 開催日：平成16年12月27日（火）10時～

(2) 決定内容：

新市の特別職報酬額等検討委員会の答申を受け、協議の結果、新市の4役（市長、助役、収入役、教育長）の給与並びに議会議員の報酬の額については、特別職報酬等検討委員会の答申どおりの額とした。

決定額

区分	報酬額等	備考
市長	822,000円	
助役	658,000円	
収入役	590,000円	
教育長	575,000円	
議長	379,000円	
副議長	340,000円	
議員	321,000円	

(3) 市長職務執行者の給与額について

法令により設置される市長職務執行者の給与額については市長の給与額を適用することとした。

市長職務執行者	822,000円	
---------	----------	--

大野郡5町2村合併協議会
合併準備会特別職報酬等検討委員会
委員長 森 俊 樹 様

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

新市の特別職の報酬等の額について（諮問）

大野郡5町2村合併協議会の協議の確認内容に基づく新市の特別職の報酬等の額について、大野郡5町2村合併協議会合併準備会特別職報酬等検討委員会の意見を求めます。

記

1. 諮問の報酬等の額

区 分	報酬等の額	備 考
市 長	822,000円	
助 役	658,000円	
収入役	606,000円	
教育長	587,000円	
議 長	379,000円	
副議長	340,000円	
議 員	321,000円	

平成16年12月27日

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄様

大野郡5町2村合併協議会
合併準備会特別職報酬等検討委員会
委員長 森 俊樹

新市の特別職の報酬等の額について（答申）

平成16年12月21日付大合協第113号で諮問のありました標記の件について、大野郡5町2村合併協議会の協議の確認内容に基づき審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申の報酬等の額

区分	報酬等の額	備考
市長	822,000円	
助役	658,000円	
収入役	590,000円	
教育長	575,000円	
議長	379,000円	
副議長	340,000円	
議員	321,000円	

2. 答申の概要説明

〔基本事項〕

- (1) 合併協議会の確認内容を踏まえた。
- (2) 県内の同規模の市の報酬等の額を比較検討した。
- (3) 新市の人口規模、財政状況を勘案し現行の5町2村の報酬等の額と県内の同規模の市の報酬等の額の平均額を基本に審議した。

〔市長、助役の給与額について〕

- (4) 前記第3号に準じ、5町2村の現行給与額と同規模の市の平均給与額を比較検討し、三重町の給与額とした。

〔収入役、教育長の給与額について〕

- (5) 現行の5町2村の給与額と同規模の市の平均給与額に格差が見られることにより、格差の調整を行った。調整の内容については、現行の5町2村の給与額の平均と同規模の市の平均給与額を比較検討し、同規模の市の平均給与額とした。

〔市議会議員の報酬額について〕(定数特例適用期間)

- (6) 現行の5町2村と近隣の市の報酬額の平均額には大きな格差が見られる。また、定数特例を適用していることや財政状況等に配慮する必要から、一度にその格差を調整することは困難と思われる。このことを踏まえ、定数特例適用期間の暫定的な措置として現行報酬額の最高額(三重町)と近隣の市の最低額(竹田市)との間の格差額の3/4を三重町の報酬額に加算した額とした。

大野郡5町2村による新市の特別職報酬等に係る基礎資料

報酬額等については、平成16年12月1日現在

◇ 大野郡5町2村の現行給与額及び報酬額

	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	豊後大野市			
								5町2村の最高額適用	平均額適用	最低額適用	
町村長	822,000	754,000	786,000	760,000	784,000	754,000	770,000	822,000	現11市中7位	776,000	754,000
助 役	658,000	617,000	639,000	619,000	634,000	617,000	625,000	658,000	現11市中8位	630,000	617,000
収入役	623,000	585,000	613,000	606,000	606,000	606,000	601,000	623,000	現11市中6位	606,000	585,000
教育長	614,000	570,000	601,000	578,000	594,000	570,000	585,000	614,000	現11市中5位	587,000	570,000
議 長	309,000	269,000	298,000	276,000	293,000	242,000	286,000	309,000		282,000	242,000
副議長	272,000	231,000	258,000	242,000	255,000	207,000	249,000	272,000		245,000	207,000
議 員	262,000	222,000	247,000	231,000	246,000	199,000	240,000	262,000		235,000	199,000

豊後大野市の平均額については、1,000円単位で四捨五入している。

◇人口及び財政規模で類似の県下の市の報酬額(11市中7市を決定根拠として採用)

市 名	佐伯市	新臼杵市	津久見市	新竹田市	新豊後高田市	杵築市	新宇佐市	7市の平均	近隣4市の議員報酬平均 佐伯市・新臼杵市・津久見市・新竹田市	4市の議員報酬最低額 (竹田市)
人 口	50,120	34,811	23,164	17,489	18,506	22,746	49,312	市長については、津久見市を除く6市		
合併後の人口	84,449	45,486		28,689	26,206		62,349			
財政力指数	0.49	0.44	0.40	0.27	0.30	0.39	0.45			
議員定数	22	26	18	28	22	20	30			
市 長	880,000	783,000	522,000	814,000	810,000	840,700	810,000	823,000		
助 役	716,000	665,000	612,000	653,000	650,000	666,900	650,000	659,000		
収入役	635,000	589,000	549,000	596,000	590,000	604,300	570,000	590,000		
教育長	613,000	570,000	531,000	585,000	570,000	594,600	560,000	575,000		
議 長	434,000	420,000	420,000	402,000	421,000	435,000	415,000	421,000	419,000	402,000
副議長	391,000	365,000	365,000	362,000	381,000	382,000	375,000	374,000	371,000	362,000
議 員	368,000	340,000	340,000	340,000	361,000	361,000	355,000	352,000	347,000	340,000

新臼杵市は従前の臼杵市の給与・報酬額で確認された。(7/29)

津久見市は10/1から4役の給与額の改定を行った。

新竹田市は、従前の竹田市の給与・報酬額で確認された。(11/10)

新豊後高田市は4役の給与額が、確認された。議員は調整中(11/25)

新宇佐市の給与・報酬額は従前の宇佐市の5%減で確認された。(11/4)

特別職報酬等決定内容 (16.12.27決定)

(4役給与額)

市 長	822,000	三重町の給与額
助 役	658,000	"
収入役	590,000	7市の平均給与額
教育長	575,000	"

平均額については、1,000円単位で四捨五入している。
新臼杵市、新竹田市、新豊後高田市(4役のみ)、新宇佐市については新市の報酬額が確定している。

◇類似団体(14年度類似団体 1-0 3団体)

市 名	山形県東根市	長野県中野市	宮崎県西都市	平均額	備考
人 口	44,800	42,624	35,381	43,371	
財政力指数	0.54	0.50	0.31	0.31	
議員定数	22	23	23	31	
市 長	920,000	890,000	822,000	877,000	
助 役	695,000	726,000	656,000	692,000	"
収入役	595,000	646,000	600,000	614,000	"
教育長	515,000	622,000	594,000	577,000	"
議 長	435,000	413,000	424,000	424,000	"
副議長	385,000	343,000	361,000	363,000	"
議 員	360,000	315,000	349,000	341,000	"

(議員報酬額)
三重町と竹田市の間の報酬額で調整

区 分	三重町
議 長	309,000
副議長	272,000
議 員	262,000

区 分	3/4
議 長	379,000
副議長	340,000
議 員	321,000

区 分	竹田市
議 長	402,000
副議長	362,000
議 員	340,000

類似団体の平均額については、1,000円単位で四捨五入している。

報告第 2 6 号

合併協定項目内容の変更について

合併協定項目内容の変更（「協定項目第 8 号 地方税の取扱い」）について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

合併協定項目内容の変更について

- 1 変更を要する協定項目 協定項目第 8 号「地方税の取扱いについて」
変更箇所
変更内容

〔変更前〕

納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、
新市において自治会長（仮称）の公務として行う。

〔変更後〕

納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、
新市において郵送で行う。

2. 変更理由

国民健康保険税、介護保険料の納税通知書は郵送となっていることから、整合性を図るため、行政連絡員の業務から納税通知書の配布を除外することとした。

報告第 27 号

行政区名の取扱いについて

行政区名の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 1 月 21 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

行政区名の取扱いについて

1. 行政区の取扱い（協定項目第 21 号）平成 16 年 1 月 29 日確認

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する。
- 2 行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。
- 3 行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。

2. 新市における具体的な行政区名（同一名の行政区）

行政区名	町村名	新市での行政区名	備 考
大原	三重町	三重大原	旧町村名の町・村を取って表示する。
	大野町	大野大原	
小野	緒方町	緒方小野	"
	朝地町	朝地小野	
津留	大野町	大野津留	"
	犬飼町	犬飼津留	
天神	清川村	清川天神	"
	緒方町	緒方天神	
原	大野町	大野原	"
	犬飼町	犬飼原	
平石	清川村	清川平石	"
	緒方町	緒方平石	
山田	三重町	三重山田	"
	犬飼町	犬飼山田	
町	朝地町	朝地町町	旧町村名の町を付けて表示する。
	大野町	大野町町	

報告第 2 8 号

新市行政組織及び機構について

新市行政組織及び機構について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

豊後大野市行政組織について

新市組織・機構検討委員会報告

1. はじめに

(1) 地方分権が進む今日、環境、福祉、生涯学習、人権、広域行政等の新たな行政課題が山積する中で、権限委譲の推進、住民ニーズの多様化等により、行政の事務・事業は益々膨れ上がっている。その内容もより多岐に渡り、公正性や透明性が求められており、より専門化、高度化されてきている。

厳しい財政状況にあって、それらの時代の要請に応えるには、合併協定項目として確認された整備方針に基づく組織・機構の構築は必要不可欠な条件となっている。

[新市行政組織・機構整備方針] ……第7回合併協議会確認

新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

(2) 第16回幹事会（平成16年5月20日）において、5町2村の総務及び企画課長で構成する「新市組織・機構検討委員会」の設置が確認され、上記の整備方針を踏まえつつ、新市発足時における豊後大野市の行政組織（案）について検討することを指示された。

(3) その後、15回に及ぶ会議の中で、第6回合併協議会における「新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式＝実質的な総合支所方式」という事務所方式の確認事項に基づき、住民サービスが低下することなく、かつ行政内部として総合調整、指揮命令系統等、本庁と支所間の機能の連携が図られるよう、検討委員会として次の基本的な考え方をまとめ、組織のみならず、職員配置、事務分掌等を含め、総合的な検討を行った。

[検討委員会における基本的な考え方]

合併による新市の一体感を速やかに醸成していく組織機構が必要である。

新市の財政の健全化に向けて、行財政の効率化を目指す組織機構が必要である。

各種事業の一体的な推進と個性あるまちづくりを目指す組織機構が必要である。

本庁は総合調整、政策立案機能を持つとともに本庁に集約した方が効率的な事務事業は可能な限り集約した組織機構をつくる。

総合支所は、市民に密接なもの、激変緩和的なもの（不安解消）、旧町村固有事業継承の観点からその機能を選択した組織機構とする。

以上の共通認識に立って、おおよそ5年後の本庁方式を視野に入れた行政組織機構の構築を目指す。

(4) 新市発足時の組織・機構については、必然的に暫定的なものとならざるを得ない。そのため、本庁舎完成後を見据え、徐々に（年度ごと）に本格的な本庁方式へと移行することが必要である。

具体的には、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本とし、毎年度、事務・事業の見直しによる合理化、効率化に努めるとともに、組織・機構の再編を行わなければならない。

なお、市長選挙後には、市長の政策的な意図による若干の組織の見直しとともに、人事異動は十分に考えられる。また、特に、合併初年度においては、予想以上の混乱があり得るため、年度途中の人事異動については適切かつ柔軟に対処すべきである。

(5) 当面の本庁舎を予定している現三重町役場には検討委員会がまとめた本庁機能を収容するだけのスペースがないため、現実的な対応として、周辺の公共施設の使用、または民間施設の賃貸及びプレハブのリース等を視野に入れなければならない。

2. 具体的な課題と対応

(1) 新市発足による課題と対応

市長部局における部制の導入

……総務、企画、生活福祉、産業経済、建設の5部

支所における支所長の設置（支所長＝部長級）

市消防本部の設置

……東部消防組合の解散に伴う措置（消防長＝部長級）

広域連合の解散に伴う措置

……広域連合衛生課を生活福祉部業務課とする。

福祉事務所の設置

……福祉部門の独立、生活保護業務の県からの移管、係としての福祉分野の細分化

選挙管理委員会事務局の設置と充実

……新市設置選挙（市長、市議、農委）に伴い、選挙完了までの間、臨時的措置として選管事務局に職員を加配する。その後、監査事務局と併任。

なお、設置選挙の小選挙区制に伴い、支所においても、選挙完了までの間、臨時的措置として選管事務局支局職員の加配発令を行う。

監査事務局の設置

……新市第1回定例議会における監査委員選任後に正式設置

その後、選管事務局と併任

教育委員会事務局機能の充実

……教育次長（＝部長級）の設置、学校教育課の設置、生涯学習分野の文化部門とスポーツ部門の分離

(2) 住民ニーズや重点施策への課題と対応

総務部門の本庁一元化……総務、財政、税務の本庁への集約

企画調整と地域づくり機能の一元化と充実……企画、文化、情報担当課の設置

企業立地推進係の設置……企業誘致の積極的な推進

合併プロジェクト室の設置………合併に伴う課題の調整

健康部門の連携………国民健康保険係、老人医療係、健康推進係の連携
人権推進・同和对策課の設置

………同和問題をはじめとする人権施策（青少年・女性問題対策を含む）を総合的に推進

農業振興課の設置………農業分野の細分化（係として）

公社・道の駅係の設置………農業公社、道の駅対策の充実

商工観光課の設置………商工及び観光行政の充実

教委学校教育課の設置………指導主事の受入れによる学校教育の充実

生涯学習分野の文化部門とスポーツ部門の分離

………生涯学習課（文化分野）とスポーツ振興課（スポーツ分野）の設置

国体準備室の設置………平成20年2巡目大分国体への準備

(3) 専門的かつ効率的な行政運営を図るための課題と対応

総務課秘書係の設置………市長等、特別職の秘書機能の充実

総務部総務課法規係の設置………専門的な法規事務の推進

情報推進課電算センターの設置………業者S Eとの専門的な連携

建設行政の一元化………建設管理課への土木技師の優先配置

建設管理課用地係の設置

………公共用地取得と土地開発公社の一体化

上下水道課の設置

………上水道、簡易水道の一元化、公共下水、農集排、浄化槽の一元化

議会事務局調査係の設置………議会調査機能の充実

教委学校教育課による幼稚園、小・中学校の一元的な管理

教委給食センター管理課の設置………7センターの一元的な管理

(4) 行政の透明性・公正性を図るための課題と対応

監査事務局の設置

契約検査室の設置………契約・検査業務の充実

会計課審査係の設置

3 . 新市の全体組織について ………詳細は別紙

(1) 本庁組織

市長部局

総務部 部長以下4課1室

………総務課、財政課、税務課、契約検査室、調整課
（調整課は三重支所機能、三重支所機能の統括課）

企画部 部長以下2課2室

………企画調整課、文化振興室、情報推進課、合併プロジェクト室

生活福祉部 部長以下6課1所

………市民生活課、国保直営清川診療所、福祉事務所地域福祉課
福祉事務所生活支援課、人権推進・同和对策課、業務課、

健康福祉課（健康福祉課は三重支所機能）

産業経済部 部長以下4課
 ……農業振興課、農林整備課、商工観光課、産業課
 （産業課は三重支所機能）

建設部 部長以下3課
 ……建設管理課、上下水道課、建設課（建設課は三重支所機能）

会計課

おがた病院 院長以下5部
 ……診療部、医療技術部、看護部、管理部、地域医療部

議会事務局
 監査事務局
 選挙管理委員会事務局
 農業委員会事務局

教育委員会 教育長以下5課1室1館
 ……総務課、学校教育課、給食調理場管理課、生涯学習課、
 中央公民館、スポーツ振興課、国体準備室

消防本部 消防長以下1本部1署
 ……（本部）総務課、警防課
 （消防署）通信司令室、本署3小隊、3救急派出所

(2) 支所組織

市長部局
 支所長以下、原則5課
 ……総務企画課、市民生活課、健康福祉課、産業経済課、建設課
 （清川支所） その他なし
 （緒方支所） 常楽荘、保育園
 （朝地支所） 保育園
 （大野支所） その他なし
 （千歳支所） その他なし
 （犬飼支所） 保育園

会計課分室
 選挙管理委員会支局
 農業委員会支局
 教育委員会支局 支所長以下1課
 ……支所総務課

4 . 職員配置について ……詳細は別紙

豊後大野市行政組織職員配置総括表

本 庁 総 括 表			
部局名	職員数	部局名	職員数
市長部局	273	市議会	3
総務部	72	監査委員	2
企画部	28	選挙管理委員会	5
生活福祉部	100	農業委員会	5
産業経済部	37	教育委員会	84
建設部	36	市民病院	120
会計課	6	消防本部	78
		計	576

支 所 総 括 表	
支 所 名	職員数
清川支所	38
緒方支所	77
朝地支所	43
大野支所	47
千歳支所	32
犬飼支所	43
計	280

全 体 計	856
-------	-----

主な変更点

(1/19現在)

1. 千歳村職員(幼稚園教諭)新規退職希望者1名
2. 朝地町職員(学校主事)新規退職希望者1名 よって、全体職員856人

豊後大野市役付職員配置総括表

病院・消防本部は除く

本庁総括表

部局名	職員数	部長級	課長級	補佐・係長級	主査級以下	その他
市長部局	273	5	26	81	134	27
総務部	72	1	5	16	46	4
企画部	28	1	4	10	13	
生活福祉部	100	1	10	27	39	23
産業経済部	37	1	4	13	19	
建設部	36	1	3	15	17	
会計課	6	0	1	2	3	
議会	3	1		2	0	
監査委員	2	0		1	1	
選挙管理委員会	5	0	1	1	3	
農業委員会	5	0	1	2	2	
教育委員会	84	1	7	15	32	29
計	378	7	36	104	175	56

支所総括表

支所名	職員数	部長級	課長級	補佐・係長級	主査級以下	その他
清川支所	38	1	5	22	10	
緒方支所	77	1	9	27	40	
朝地支所	43	1	6	24	12	
大野支所	47	1	6	25	15	
千歳支所	32	1	4	21	6	
犬飼支所	43	1	7	20	15	
計	280	6	37	139	98	

新市職員計	658	13	73	243	273	56
-------	-----	----	----	-----	-----	----

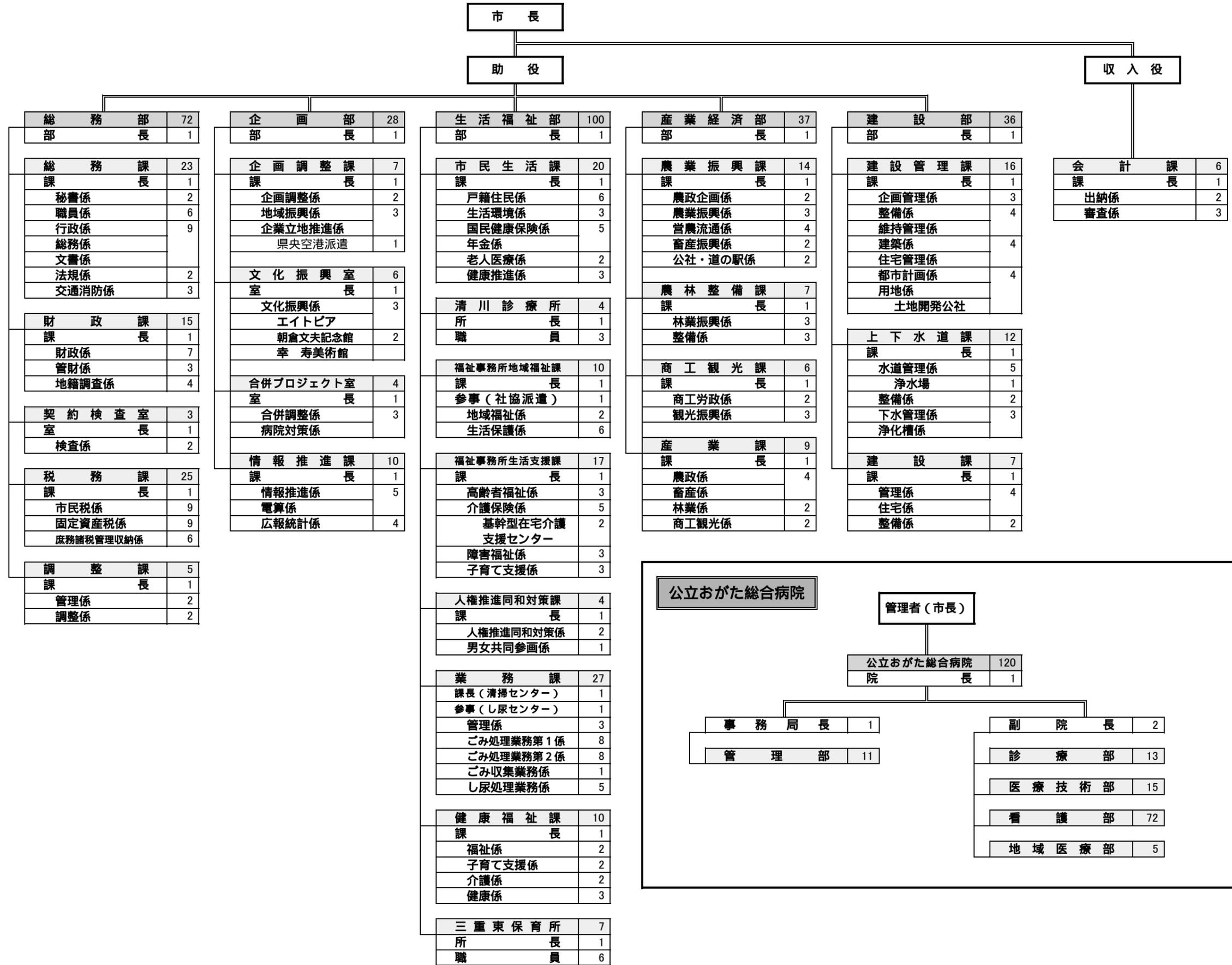
現行の役付職員数

町村名	職員数	部長級	課長級	補佐級	係長級以下	その他
三重町	172		19	45	97	11
清川村	68		13	13	32	10
緒方町	124		16	10	81	17
朝地町	70		11	12	42	5
大野町	94		14	14	58	8
千歳村	49		7	7	32	3
犬飼町	70		14	13	38	5
広域連合	30		2	3	7	18
計	677	0	96	117	387	77

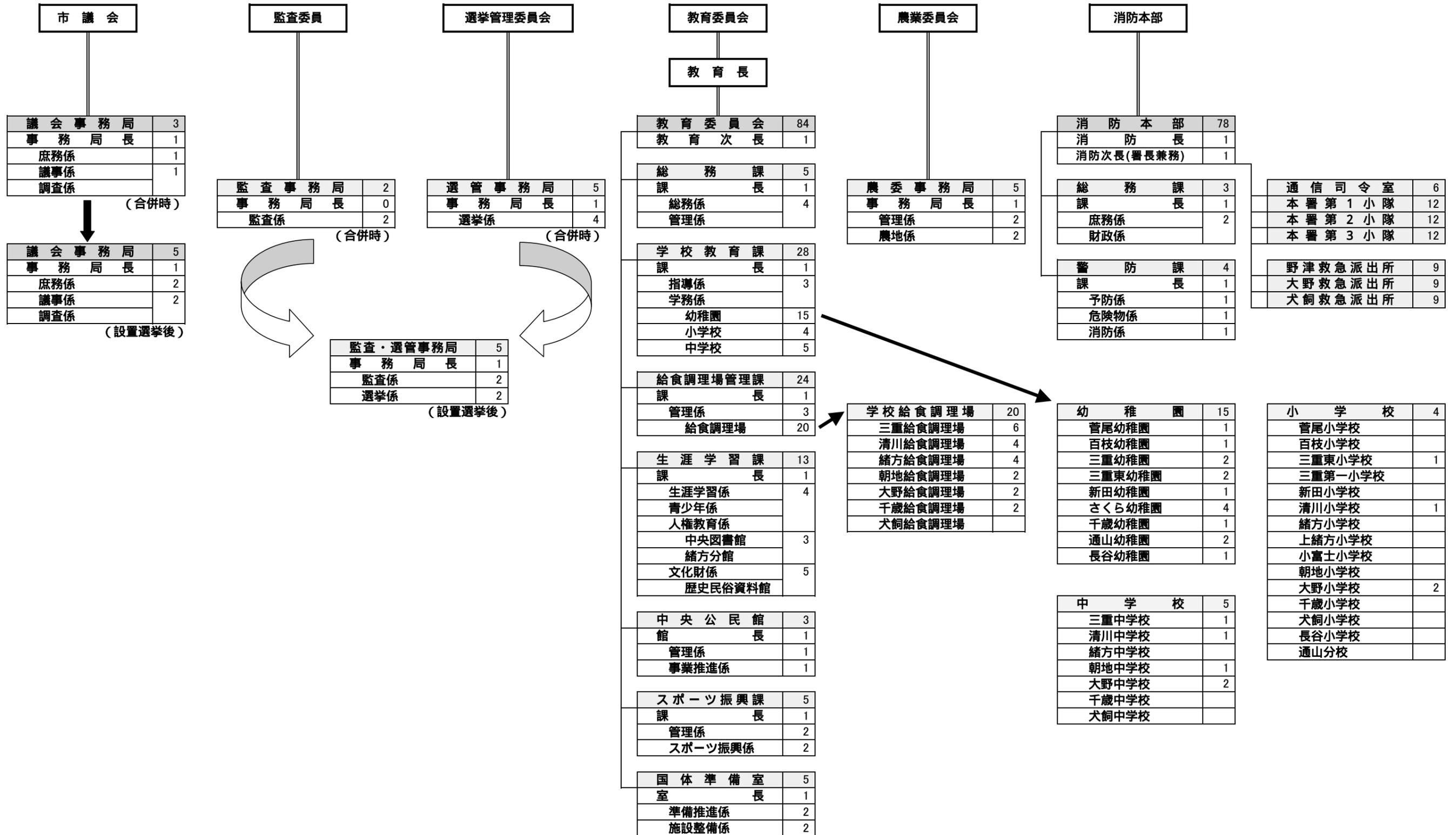
退職者計	19	0	7	5	2	5
------	----	---	---	---	---	---

新市職員計	658	0	89	112	385	72
-------	-----	---	----	-----	-----	----

豊後大野市本庁組織図 #1



豊後大野市本庁組織図 #2



豊後大野市支所組織図

清川支所	38
支所長	1
総務企画課	7
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
交通消防係	1
税務管理係	1
地籍調査係	1
市民生活課	4
課長	0
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	12
課長	1
健康増進係	2
社会福祉係	3
介護保険係	
牧口保育所	5
へき地保育所	1
産業経済課	5
課長	1
農政係	1
畜産係	1
林政係	1
農林整備係	1
商工観光係	1
公社派遣	1
建設課	3
課長	0
管理用地係	1
土木建築係	1
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	1
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	4
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	1

緒方支所	77
支所長	1
総務企画課	11
課長	1
総務係	2
地域振興係	2
交通消防係	1
税務管理係	2
地籍調査係	3
市民生活課	6
課長	1
市民係	2
生活環境係	3
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	7
課長	1
健康増進係	2
社会福祉係	2
介護保険係	2
常楽荘	15
荘長	1
職員	14
保育園	16
園長	1
緒方保育園	12
上緒方保育園	1
小富士保育園	1
南部保育園	1
産業経済課	8
課長	1
農政係	2
畜産係	1
林政係	2
農林整備係	1
商工観光係	1
公社派遣	1
建設課	6
課長	1
管理用地係	1
土木建築係	2
水道係	2
下水道係	1
浄化槽係	1
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	2

朝地支所	43
支所長	1
総務企画課	8
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
交通消防係	1
税務管理係	1
地籍調査係	2
市民生活課	5
課長	0
市民係	2
生活環境係	1
国保年金係	2
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	6
課長	1
健康増進係	2
社会福祉係	2
介護保険係	1
朝地保育園	6
園長	1
職員	5
産業経済課	6
課長	1
農政係	1
畜産係	1
林政係	1
農林整備係	1
商工観光係	1
建設課	4
課長	1
管理用地係	0
土木建築係	2
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	1
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	2
スポーツ振興係	1

大野支所	47
支所長	1
総務企画課	10
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
情報センター	2
交通消防係	1
税務管理係	1
地籍調査係	2
市民生活課	6
課長	1
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	1
健康福祉課	9
課長	1
健康増進係	2
社会福祉係	4
介護保険係	
児童館	2
産業経済課	8
課長	1
農政係	2
畜産係	1
林政係	2
農林整備係	1
商工観光係	1
公社派遣	1
建設課	6
課長	1
管理用地係	1
土木建築係	2
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	1
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	2
スポーツ振興係	1

千歳支所	32
支所長	1
総務企画課	8
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
交通消防係	1
税務管理係	1
地籍調査係	2
市民生活課	5
課長	1
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	5
課長	0
健康増進係	2
社会福祉係	2
介護保険係	1
産業経済課	4
課長	1
農政係	1
畜産係	1
林政係	1
農林整備係	1
商工観光係	1
建設課	3
課長	0
管理用地係	1
土木建築係	1
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	1
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	4
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	1

犬飼支所	43
支所長	1
総務企画課	6
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
交通消防係	1
税務管理係	1
地籍調査係	1
市民生活課	5
課長	1
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	7
課長	1
健康増進係	2
社会福祉係	4
介護保険係	
犬飼保育園	7
園長	1
職員	6
産業経済課	6
課長	1
農政係	2
畜産係	1
林政係	2
農林整備係	1
商工観光係	1
建設課	4
課長	1
管理用地係	1
土木建築係	1
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	1
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	2

報告第 29 号

市章の募集について

市章の募集について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 1 月 21 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

「豊後大野市」市章募集



大野郡5町2村合併協議会では、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の町村合併により、平成17年3月31日に誕生する「豊後大野市」の市章（シンボルマーク）のデザインを公募します。

募集内容

1. 「豊後大野市」の地域性やイメージにふさわしい「市章（シンボルマーク）」であること。
2. 市旗、バッジ、封筒などにも使用できるデザインであること。
3. 用紙の地色を含め、4色以内であること。ただし、モノクロ（白黒）でも使用できるよう配慮すること。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）は不可とする。
4. 他の市町村章及び商標等と類似しないものであること。
5. 自作の未発表作品であること。

応募方法

1. 応募の資格は問わない。また、一人何点でも応募ができる。
2. 応募は、指定の応募用紙又はホームページからダウンロードした用紙を使用し、用紙1枚につき1作品とする。
※応募用紙は、大野郡5町2村合併協議会事務局及び大野郡5町2村の各役場に用意。
3. 応募にあたってはデザインの趣旨（100字以内）、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢及び電話番号を必ず応募用紙に記載すること。
4. 応募は、持参又は封書による郵送とする。（メール、ファックスによる応募は不可）
5. 応募先は、大野郡5町2村合併協議会事務局とする。

応募期間

- ・平成17年1月20日（木）から
平成17年3月18日（金）まで
※郵送の場合は、締め切り当日の消印有効とする。

選考方法

- ・応募された作品の中から、「豊後大野市市章選定委員会」が選考し、採用作品1点を決定する。

発表

- ・豊後大野市市報、ホームページ等で発表する。

賞金

- ・最優秀賞（採用作品）1点 賞金：300,000円
※未成年者の作品が採用された場合、賞金の受取りについては、その保護者とする。

その他

1. 採用作品に関する一切の権利は、豊後大野市に帰属する。
2. 応募作品は返却しない。
3. 採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロとする場合がある。
4. 選考後又は決定後であっても、他市章及び他商標等と類似していることが判明した場合は、採用デザインや賞を取り消す場合がある。

応募先
お問い合わせ先

大野郡5町2村合併協議会事務局

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）
TEL 0974-26-4139 URL <http://www.ohnogun-gappei.jp>

